

(公印省略)
介高第924-98号
群社福協第1651号
令和2年9月30日

各高齢者施設 管理者 様

群馬県健康福祉部長 武藤 幸夫
(介護高齢課)

社会福祉法人群馬県社会福祉協議会長 川原 武男

高齢者・障害者施設で新型コロナウイルス感染症患者が発生した際の応援職員
派遣に係る応援施設登録の協力について (依頼)

日頃から、地域福祉活動に御理解をいただくとともに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大
防止対策に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

このたび、県においては、複数の介護職員が感染するなどして介護職員が不足した場合に、
当該施設や同一法人内で応援に入った施設に職員の派遣をお願いする「高齢者・障害者施設への
応援職員派遣支援事業」を別添の実施要領(案)により実施することとし、県社協がコーディネ
ート業務を担当することとなりました。

つきましては、趣旨を御理解いただき、介護職員が不足した施設への職員の派遣を御検討いた
だき、派遣可能施設として御協力いただける場合は、「応援施設登録票」により令和2年10月
15日(木)までに、下記へ提出願います。

記

1 提出先 (FAX)

群馬県前橋市新前橋町13-12 県社会福祉総合センター内
社会福祉法人群馬県社会福祉協議会 施設福祉課
FAX番号: 027-255-6173

2 送付文書

- ・「高齢者・障害者施設への応援職員派遣支援事業実施要領(案)」
- ・「高齢者・障害者施設への応援職員派遣支援事業実施要領(別紙)(案)」
- ・「高齢者・障害者施設への応援職員派遣支援事業(イメージ)」
- ・「応援施設登録票」

問合せ先

県社会福祉協議会 施設福祉課 鈴木

電話: 027-289-3344

県介護高齢課 福祉施設係 西澤

電話: 027-226-2569 (直通)

高齢者・障害者施設への応援職員派遣支援事業実施要領（案）

1 事業の目的

高齢者・障害者施設（以下、「施設」。）で働く介護職員等が新型コロナウイルス感染症に感染等することにより、施設で働く介護職員等の出勤が困難となり、介護職員等が不足する場合に、他の施設から応援職員を派遣し、施設のサービス提供が継続できるよう支援することを目的とする

2 事業の実施主体

本事業は群馬県が実施し、応援施設等の登録業務と派遣調整業務について、関係団体（以下、「受託者」。）へ委託の上、実施する。なお、事業の実施に当たっては、次の団体と連携することとする。

- (1) 社会福祉法人群馬県社会福祉協議会
- (2) 群馬県老人福祉施設協議会
- (3) 公益社団法人群馬県老人保健施設協会
- (4) 群馬県地域密着型サービス連絡協議会
- (5) 一般社団法人全国介護事業者連盟群馬県支部
- (6) 公益社団法人群馬県知的障害者福祉協会
- (7) 群馬県身体障害者施設協議会
- (8) 特定非営利活動法人群馬県精神障害者社会復帰協議会

3 事業実施期間

事業は施行日より開始し、終了時期については今後の新型コロナウイルス感染症の収束状況等を踏まえ判断するものとする。

4 事業概要等

別紙のとおりとする。

5 附則

この要領は、令和2年 月 日から施行する。

(案)

高齢者・障害者施設への応援職員派遣支援事業 実施要領 (別紙)

| | | |
|---|--------------------------|---|
| 1 | 応援体制の構築 | 群馬県が実施主体 |
| 2 | コーディネート業務 (募集・マッチング等) | 県事業として、社会福祉法人群馬県社会福祉協議会に委託 |
| 3 | 応援対象施設 | 群馬県内の全ての高齢者・障害者施設 |
| 4 | 応援職員の登録方法 | 施設単位 (あるいは法人単位) で、派遣可能人数を登録 |
| 5 | 応援方法 | ※同一法人内で支援し合うことが大前提 ・ 同一法人内での応援時、非感染施設 (応援元) の人員が不足するときに、他事業所が 非感染施設に応援に入るパターンA ・ 同一法人内で支援し合うことができない場合は、他事業者が 感染施設に直接応援に入るパターンB ・ 応援単位は1日以上とし、最大で14日間を限度とする ・ 日勤業務を基本とし、原則、夜勤等を行わせない ・ 応援は、同種別間を優先とする |
| 6 | 応援時の身分・服务等 | ・ 派遣元からの出向、出張の扱いを原則とするが、双方で協議をすることも可 ・ 派遣元に対して、派遣する職員にかかる傷害保険への加入を要請 |
| 7 | その他 | ・ 応援開始前に、PCR検査を実施する ・ パターンBでは、業務終了後に2週間以内のホテル待機とし、PCR検査を受け、職場復帰 |

(参考)

応援職員を派遣する応援元への費用負担は、以下のとおり。

- ・ PCR検査費、宿泊費、旅費、損害 (傷害含む) 保険料、消耗品費等は県で負担する
- ・ 応援元の人員補充費用 (職業紹介料・人件費) は、県・前橋市・高崎市で負担
- ・ 応援元の人員が補充できなかった場合、他職員の業務量の増加に伴う時間外手当は、県・前橋市・高崎市で負担
- ・ 応援元が応援者に支払う危険手当等は、県・前橋市・高崎市で負担

高齢者・障害者施設への応援職員派遣支援事業（イメージ）

- ①感染により職員の不足が生じた場合、まずは、法人内で職員の再配置を行う。
- ②その上で不足する場合、他法人等から派遣を受ける。

応援体制の構築（全県）

【応援施設登録リスト→県社協管理】

応援施設登録の協力要
請を行い、リスト化

応援登録

協力施設

職員

施設からの募集

B 感染施設へ応援

A 非感染施設へ応援

【AorB いずれも県社協が派遣調整】

同一法人内施設

感染施設

感染職員

不足

非感染施設

職員

不足

入院等

出勤停止による職員不足

応援

